

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置 (国税1)(法人税:義)(所得税:外)
2	要望の内容	女性の活躍推進に関する新たな法律の制定に伴い必要な税制上の措置を講ずる(新設)。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の能力をより十分に発揮することができる仕組みを構築し、女性の活躍推進を迅速かつ重点的に図ることが、我が国の社会の活力の向上及び持続的な発展のためにも重要である。</li> <li>このため、女性の活躍推進に関する法律を制定し、税制優遇措置による経済的なインセンティブを付与することにより、女性の活躍推進に取り組む企業を増やし、より一層女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる雇用環境の整備の実現を図る。</li> </ul> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦(平成26年6月24日閣議決定) 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン  2-2 女性の活躍推進 (3)新たに講ずべき具体的施策</li> </ul> <p>⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。 具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討することとされており、さらに、各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第14回日本経済再生本部(平成26年7月25日)安倍内閣総理大臣発言 秋の臨時国会に向けて、地方の創生と女性の活躍に係る法案を準備していきたい。また、具体的な制度設計に当たっては、改革内容が、いわゆる「骨抜き」となることが断じてないよう、各大臣はリーダーシップを発揮していただきたい。</li> </ul>

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>
		③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性等	①: 適用数等	
		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)		
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)		

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—